

限度額設定型貿易保険運用規程・新旧対照表

新	旧	備考
<p>限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00047 沿革 (略) <u>令和 7 年 12 月 22 日 一部改正</u></p>	<p>限度額設定型貿易保険運用規程</p> <p>平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00047 沿革 (略)</p>	
<p>(保険契約の締結等)</p> <p>第3条 日本貿易保険は、保険契約の締結、保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加を、申込みのあった月の翌月（保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 3 月を経過する以前に保険金支払限度額の増額に係る申し込みがあった場合には、3 月を経過した月）の 1 日に行う。ただし、1 日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に行う。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 日本貿易保険は、下記に掲げる場合については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保険関係成立期間に締結される輸出契約等が次のいずれかに該当すると認められる場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 限度額設定型貿易保険の取扱いについて（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00085.）に定める<u>条件（以下「引受条件」という。）</u>に適合しない ロ (略) 二 (略) 三 前号に掲げる場合<u>の</u>ほか、保険契約の締結が限度額設定型貿易保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合 <p>7 日本貿易保険は、申込書の提出日の属する月の翌月の最初の営業日において、申込書記載の保険料が当該営業日における保険料率によって算出された保険料（以下「算出保険料」という。）と異なる場合、又は申込書記載の輸出契約等の相手方の一部だけが当該営業日において引受条件を満たす場合には、限度額設定型貿</p>	<p>(保険契約の締結等)</p> <p>第3条 日本貿易保険は、保険契約の締結、保険金支払限度額の増額又は仕向国の追加を、申込みのあった月の翌月（保険契約の締結の日の属する月の 1 日から 3 月を経過する以前に保険金支払限度額の増額に係る申し込みがあった場合には、3 月を経過した月）の 1 日に行う。ただし、1 日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 <u>（以下「休日」という。）</u>に該当するときは直後の日本貿易保険の営業日に行う。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 日本貿易保険は、下記に掲げる場合については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 保険関係成立期間に締結される輸出契約等が次のいずれかに該当すると認められる場合 <ul style="list-style-type: none"> イ 限度額設定型貿易保険の取扱いについて（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00085.）に定める<u>基準</u>に適合しない ロ (略) 二 (略) 三 前号に掲げる場合<u>の</u>ほか、保険契約の締結が限度額設定型貿易保険に係る事業運営の安定性及び保険契約者の公平性を損なうおそれがあると認められる場合 	

<p><u>易保険の申込みを行った者にそれぞれ算出保険料又は引受条件を満たす輸出契約等の相手方を通知するものとする。</u></p> <p><u>8 日本貿易保険は、申込書に記載されたすべての輸出契約等の相手方が引受条件を満たさない場合、約款第43条の規定により日本貿易保険がそのホームページで対外的に周知する限度額設定型貿易保険申込確認書（以下「確認書」という。）において不承諾の場合又は当該確認書が提出されなかった場合には、謝絶する旨申込みを行った者に通知するものとする。</u></p>	
<p><u>(業務委託)</u></p> <p><u>第3条の2 日本貿易保険が、限度額設定型貿易保険に係る保険業務の委託を行ったときは、約款第43条の規定により日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知する手続のうち、日本貿易保険が特に指定する手続について、日本貿易保険に代えて当該委託先（委託先が複数ある場合は同一委託先）に対して行うことができる。</u></p>	
<p><u>(指示書)</u></p> <p><u>第17条 日本貿易保険は、約款第29条第5項の規定に基づき代位債権等の全部又は一部につき権利行使等をすることを指示する場合は、次の各号に定める指示書を被保険者に提示する。</u></p> <p><u>一 日本貿易保険は、被保険者が約款第23条第1項の規定に基づき権利行使等の委任についての委任状を提出したときは、直ちに、指示書を被保険者に提示する。ただし、当該委任状において所定の初回指示事項について遵守する旨を誓約している場合は、これをもって本号に定める指示書の提示に代えるものとする。</u></p> <p><u>二 被保険者は、保険金の支払の請求にあたり、それまでにとった損失防止軽減措置及び今後の回収方策に関する意見を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険は、これを考慮して具体的な回収方策を決定の上、保険金の支払時に指示書を被保険者に提示する。具体的な回収方策の見直しにより指示内容に変更がある場合には、日本貿易保険は、指示書を被保険者に提示する。</u></p>	

<p><u>三 被保険者は、保険金の支払を受けた日以後、約款第30条第3項の規定に基づく同条第1項に規定する義務の履行の状況についての報告に係る報告書に記載された報告内容及び今後の方針を日本貿易保険に説明し、日本貿易保険はこれを十分に勘案して具体的な回収方策の見直しを適宜行い、指示内容に変更がある場合には、指示書を被保険者に提示する。</u></p>		
<p>(相殺)</p> <p><u>第18条 日本貿易保険又は被保険者は、日本貿易保険が被保険者に対して有する回収金又は回収費用に係る債権と被保険者が日本貿易保険に対して有する回収金又は回収費用に係る債権とがある場合において、双方の債務が弁済期にあるときは、これらの債務を対当額で相殺することができるものとする。</u></p> <p><u>2 前項に基づき相殺する場合において、両債権が異なる通貨建てのときは、表示通貨と異なる通貨建ての債権は、その額が確定した日における約款第37条第1項各号のいずれかの外国為替相場により表示通貨に換算するものとする。</u></p>		
<p>(共通運用規程)</p> <p><u>第19条 本規程に規定するもののほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険目的の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日17-制度-00069）において定める。</u></p>	<p>(共通運用規程)</p> <p><u>第17条 本規程に規定するもののほか、損失防止軽減義務、回収義務、保険目的の譲渡その他日本貿易保険が定める各保険に共通の事項については、貿易保険共通運用規程（平成29年4月1日17-制度-00069）において定める。</u></p>	
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、令和8年2月2日から実施する。</u></p>		